

計画的年次有給休暇付与に関する協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、年次有給休暇の取得の時季に関して、次のとおり協定する。

記

(対象となる休暇)

第1条 計画年休の対象となるのは、各人が有する年次有給休暇のうち、5日を超える日数とする。

(対象となる労働者)

第2条 計画年休の対象となるのは、原則として事業場のすべての労働者とする。

(年次有給休暇のない者)

第3条 計画年休取得日において、個人で取得すべき5日を除いた年次有給休暇が当該付与の対象とされる日数を下回る労働者については、特別の有給休暇を付与するものとする。

(取得時季)

第4条 本協定にもとづき年次有給休暇を付与する時季および日数は別添カレンダーのとおり5日間とする。

ただし、上記の休暇は、各人の時季の指定がなされていない場合でも取得したものとして取り扱う。

(有効期間)

第5条 本協定は平成22年1月1日より平成22年12月31日までを有効期間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

従業員代表 ○○一郎 (印)

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○太郎 (印)